

4 事業所指定

(1) 事業者の指定について

訪問型サービスと通所型サービスについては、事業者の申請に基づき、基準を満たした事業所に対して市長が指定を行います。事業者は法人格が必要であり、また指定に当たっては、介護保険と同様の欠格事項を設ける予定です。

法人の定款については、目的欄に第1号事業（介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する事業）を行うことの記載が必要です。これまで介護予防訪問介護又は介護予防通所介護を実施していない法人が総合事業を新たに実施する場合は、指定日までに定款変更の手続が必要ですので御注意ください。

なお、これまで介護予防訪問介護又は介護予防通所介護を実施していた法人については、次回更新日を期限として必要に応じて定款変更の手続を速やかに進めてください。

※ 記載例

訪問型サービスの場合…「介護保険法に基づく第1号訪問事業」又は、「介護保険法に基づく介護型ヘルプサービス」など
通所型サービスの場合…「介護保険法に基づく第1号通所事業」又は、「介護保険法に基づく介護予防型デイサービス」など

(2) 指定基準について

現行相当のサービス（介護型ヘルプサービス、介護予防型デイサービス）

現行の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の指定基準（人員・設備基準）と同じ基準

基準緩和型のサービス（上記以外のサービス）

介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の指定基準（人員・設備基準）を緩和した基準

訪問型サービス（案）

	介護型	生活支援型	支え合い型
人員	<ul style="list-style-type: none"> ●管理者 <ul style="list-style-type: none"> ・必要な資格：実務経験がおおむね2年以上 ・配置要件：常勤専従1 (支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能) ●サービス提供責任者 <ul style="list-style-type: none"> ・必要な資格：次のいずれも該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ①介護福祉士ほか厚生労働大臣が定める者 ②実務経験が概ね2年以上 ・配置要件：常勤の訪問介護員等のうち利用者40人に1人以上（一部非常勤職員も可能） ●従事者 <ul style="list-style-type: none"> ・必要な資格：介護福祉士又は政令で定める者（訪問介護員） ・配置要件：常勤換算2.5以上 <p>注：雇用形態は、いずれも雇用労働者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●管理者 <ul style="list-style-type: none"> ・必要な資格：なし ・配置要件：常勤専従1 (支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能) ●訪問事業責任者^{*1} <ul style="list-style-type: none"> ・必要な資格：次のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ①介護福祉士ほか厚生労働大臣が定める者 ②訪問介護事業所での実務経験をおおむね3年以上有し、介護職員初任者研修と同等の能力を有すると認められる者 ・配置要件：1以上 ●従事者 <ul style="list-style-type: none"> ・必要な資格：介護福祉士又は政令で定める者（訪問介護員） ・配置要件：必要数 <p>※1 サービス提供責任者の資格要件を緩和したうえで、同様の職務に当たる者</p> <p>注：雇用形態は、いずれも雇用労働者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●運営・マッチング担当者^{*2} <ul style="list-style-type: none"> ・必要な資格：なし ・配置要件：専従1 (支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能) ●従事者 <ul style="list-style-type: none"> ・必要な資格：<u>担い手養成研修の受講者</u>（最低8時間程度） ・配置要件：必要数 <p>※2 業務管理及び利用申込みの調整等を行う者</p> <p>注：雇用形態は、いずれも雇用労働者</p>
設備	事務室（7.4 m ² 以上）、相談スペース（必要な広さ）、その他必要な設備	事務室（必要な広さ）、その他必要な設備	事務室（必要な広さ）、その他必要な設備

※ 下線部は、現行の基準からの緩和した点

※ 運営基準については、現行の介護予防訪問介護と同様とします。

訪問介護と訪問型サービスを一体的に実施する場合の基準（案）

訪問介護事業者が、訪問介護及び訪問型サービス（介護型ヘルプサービス、生活支援型ヘルプサービス、支え合い型ヘルプサービス）を、同一の事業所において一体的に実施する場合の基準は下表のとおりです。

	基準	備考
人員	<ul style="list-style-type: none"> ●管理者 <ul style="list-style-type: none"> ・必要な資格：実務経験がおおむね2年以上 ・配置要件：常勤専従1 ●サービス提供責任者 <ul style="list-style-type: none"> ・必要な資格：次のいずれも該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ①介護福祉士ほか厚生労働大臣が定める者 ②実務経験が概ね2年以上 ・配置要件：常勤の訪問介護員等のうち訪問介護及び介護型ヘルプサービスの利用者40人に1人以上（一部非常勤職員も可能）。生活支援型サービス、支え合い型サービスの利用者に対しては、必要数 ●従事者 <ul style="list-style-type: none"> ・必要な資格：介護福祉士又は政令で定める者（訪問介護員） ・配置要件：常勤換算2.5以上 <p>注：雇用形態は、いずれも雇用労働者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全てのサービスで兼務可 ・訪問介護及び介護型ヘルプサービスについては、現在と同じ基準で配置。生活支援型と支え合い型は、利用者数にかかわらず適切な人数を配置 ・常勤換算2.5人以上を最低限の基準とし、利用者数にかかわらず適切な人数を配置
設備	事務室（7.4 m ² 以上）、相談スペース（必要な広さ）、その他必要な設備	・全てのサービスで兼用可

通所型サービス（案）

	介護予防型	短時間型	短期集中運動型
人員	<ul style="list-style-type: none"> ● 管理者 <ul style="list-style-type: none"> ・必要な資格：実務経験がおおむね 2 年以上 ・配置要件：常勤専従 1 (支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能) ● 生活相談員 <ul style="list-style-type: none"> ・必要な資格：次のいずれも該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ①社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等の能力を有すると認められる者 ②実務経験がおおむね 2 年以上 ・配置要件：1 以上 (サービス提供時間分の配置) ● 機能訓練指導員 <ul style="list-style-type: none"> ・必要な資格：次のいずれかに該当する者 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、(准)看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師 ・配置要件：1 以上 ● 看護職員 <ul style="list-style-type: none"> ・必要な資格：(准) 看護師 ・配置要件：定員 11 人以上の場合単位ごとに専従 1 以上 ● 介護職員 <ul style="list-style-type: none"> ・必要な資格：なし ・配置要件：～15 人 専従 1 以上 16 人～ 専従 1 に加え、15 人を超える利用者 1 人に専従 0.2 以上 <p>注：雇用形態は、いずれも雇用労働者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 管理者 <ul style="list-style-type: none"> ・必要な資格：なし ・配置要件：常勤専従 1 (支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能) ● 相談員※1 <ul style="list-style-type: none"> ・必要な資格：次のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ①社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等の能力を有すると認められる者 ②通所介護事業所での実務経験をおおむね 3 年以上有し、①と同等の能力を有すると認められる者 ・配置要件：単位ごとに 1 以上 ● 機能訓練指導員 <ul style="list-style-type: none"> ・必要な資格：次のいずれかに該当する者 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、(准) 看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師 ・配置要件：1 以上 ● 看護職員 <ul style="list-style-type: none"> ・必要な資格：(准) 看護師 ・配置要件：必要に応じて配置 ● 介護職員 <ul style="list-style-type: none"> ・必要な資格：なし ・配置要件：～15 人 専従 1 以上 16 人～ 専従 1 に加え、15 人を超える利用者 1 人に専従 0.2 以上 <p>※1 生活相談員の資格要件を緩和したうえで、同様の職務に当たる者 注：雇用形態は、いずれも雇用労働者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 管理者 <ul style="list-style-type: none"> ・必要な資格：なし ・配置要件：常勤専従 1 (支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能) ● サービス計画作成者※2 <ul style="list-style-type: none"> ・必要な資格：次のいずれかに該当する者 理学療法士、作業療法士、保健師、看護師 ・配置要件：1 以上 ● 主任指導員※3 <ul style="list-style-type: none"> ・必要な資格：次のいずれかに該当する者 理学療法士、作業療法士、保健師、看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、健康運動指導士、健康運動実践指導者、介護予防運動指導員 ・配置要件：専従 1 以上 ● 指導員 <ul style="list-style-type: none"> ・必要な資格：なし ・配置要件：1 以上 <p>※2 サービス計画の作成評価、サービス実施指導を行う者 ※3 サービス計画に基づき主にサービスを提供する者 注：雇用形態は、いずれも雇用労働者</p>
設備	事務室 (7.4 m ² 以上), 食堂兼機能訓練室 (定員 × 3 m ²), 相談室, 静養室, その他必要な設備, 耐震性の確保	事務室 (必要な広さ), 食堂兼機能訓練室 (定員 × 3 m ²), 相談室, 静養スペース, その他必要な設備, 耐震性の確保	事務室 (必要な広さ), 機能訓練室 (定員 × 3 m ²), 相談室, 静養スペース, その他必要な設備, 耐震性の確保

※ 下線部は、現行の基準からの緩和・変更した点

※ 運営基準については、現行の介護予防通所介護と同様とします。

通所介護と通所型サービスを一体的に実施する場合の基準（案）

通所介護事業者が、通所介護（地域密着型通所介護）と通所型サービスのうち介護予防型デイサービス、短時間型デイサービスを、同一の事業所において一体的に実施する場合の基準は下表のとおりです。

通所介護（地域密着型通所介護）と短時間型デイサービスを一体的に実施する場合は、必ずしも場所を分ける必要はありませんが、プログラム内容を分けるなど、利用者への処遇に影響を与えないようにする必要があります。

なお、短期集中運動型デイサービスについては、設備面での共用は可能としますが、一体的な実施を行わず、サービス提供を行う人員は明確に分けることとします（管理者の兼務は可能）。

	基準	備考
人員	<ul style="list-style-type: none"> ●管理者 <ul style="list-style-type: none"> ・必要な資格：実務経験がおおむね2年以上 ・配置要件：常勤専従1 ●生活相談員 <ul style="list-style-type: none"> ・必要な資格：次のいずれも該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ①社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等の能力を有すると認められる者 ②実務経験がおおむね2年以上 ・配置要件：1以上（サービス提供時間分の配置） ●機能訓練指導員 <ul style="list-style-type: none"> ・必要な資格：次のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、（准）看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師 ・配置要件：1以上 ●看護職員 <ul style="list-style-type: none"> ・必要な資格：（准）看護師 ・配置要件：通所介護及び介護予防型デイサービスの利用者11人～専従1以上 ●介護職員 <ul style="list-style-type: none"> ・必要な資格：なし ・配置要件：【全利用者】～15人専従1以上 <ul style="list-style-type: none"> 【全利用者】16人～専従1に加え、15人を超える利用者1人に専従0.2以上 <p>注：雇用形態は、いずれも雇用労働者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全てのサービスで兼務可 <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護のサービス提供時間分の配置が必要 <ul style="list-style-type: none"> ・短時間型の利用定員は除外し、通所介護及び介護予防型の利用定員が11人以上の場合は単位ごとに配置が必要 <ul style="list-style-type: none"> ・単位ごとに利用者の合計数に対して、現在と同じ基準で必要な人数を計算
設備	事務室（7.4 m ² 以上）、食堂兼機能訓練室（定員（通所介護、介護予防型サービス、短時間型サービス）×3 m ² ）、相談室、静養室、その他必要な設備、耐震性の確保	

(3) 指定方法について

京都市では平成29年4月1日の総合事業の開始に向けて、事業所の指定を次とおり行います。

ア 対象サービスごとの事業所の分類

指定申請の手続については以下の分類ごとに異なります。

訪問型サービス

介護型ヘルプサービス	既存事業所（平成27年3月31日以前に介護予防訪問介護の指定あり）	①
	既存事業所（平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護の指定あり）	②
	新規事業所	③

生活支援型ヘルプサービス	既存事業所（介護予防訪問介護の指定あり）	④
	新規事業所	⑤

支え合い型ヘルプサービス	既存事業所（介護予防訪問介護の指定あり）	⑥
	新規事業所	⑦

通所型サービス

介護予防型デイサービス	既存事業所（平成27年3月31日以前に介護予防通所介護の指定あり）	⑧
	既存事業所（平成27年4月1日以降に介護予防通所介護の指定あり）	⑨
	新規事業所	⑩

短時間型デイサービス	既存事業所（介護予防通所介護の指定あり）	⑪
	新規事業所	⑫

短期集中運動型デイサービス	既存事業所（介護予防通所介護の指定あり）	⑬
	新規事業所	⑭

イ みなし指定を受けている事業所の手続

分類①⑧の事業所は、国制度において既にそれぞれ現行相当のサービス（介護型ヘルプサービス、介護予防型デイサービス）の指定を受けているものとみなされています。そのため、新たに指定申請を行う必要はありません。なお、総合事業を実施しない場合は別途辞退（廃止）届を提出していただく必要があります。

提出書類や手続の詳細については、本市ホームページで改めてお知らせしますので御確認ください。

ウ 平成29年4月1日指定分「既存事業所」の申請方法等（特例）

既存事業所（分類②④⑥⑨⑪⑬）については、平成29年4月1日指定分の特例期間を設け、期間中の申請については手続の簡略化を図ることとします。

事前相談は省略し、提出書類は郵送でのみ受け付けます。提出書類や手続の詳細については、本市ホームページで改めてお知らせしますので御確認ください。

○ 特例受付期間

平成28年12月1日～平成28年12月28日（消印有効）

○ 提出書類

分類②⑨

申請書、付表、運営規程

分類④⑥⑪⑬

申請書、付表、勤務形態一覧表、資格証の写し、運営規程

○ 指定審査等

分類②⑨

提出書類により審査し、指定決定後に郵送で指定書を交付します。

分類④⑥⑪⑬

提出書類による審査に加えて、分類⑪⑬については、食堂兼機能訓練室の面積の計測が必要な場合（基準面積超過分が2m²未満）は現地確認を実施します。また、資格職で資格証の原本確認や面接が必要な場合は来課していただく必要があります。審査のうえ指定決定後に郵送で指定書を交付します。

エ 平成29年4月1日指定分《新規事業所》の申請方法等

分類③⑤⑦⑩⑫⑭については、特例を適用せず通常の来課による指定審査申請手続を行っていただきます。提出書類や手続の詳細についてはホームページで改めてお知らせしますので、御確認ください。

なお、事前相談は平成28年12月28日までに、本申請は平成29年1月31日までに行っていただく必要があります。期間に十分余裕を持って申請を行ってください。

オ 平成29年5月1日以降指定分《既存事業所、新規事業所》の申請方法等

平成29年4月1日指定分に間に合わなかった事業者については、既存事業所、新規事業所のいずれのサービスについても5月1日以降の指定となります。この場合は通常の来課による指定審査申請手続を行っていただきます。提出書類や手続の詳細については本市ホームページで改めてお知らせしますので、御確認ください。

なお、事前相談の受付から指定まで最短で約3箇月程度必要です。期間に十分余裕を持って申請を行ってください。

カ 他市町村の事業所の指定

近接市町村において、各市町村の総合事業における現行相当のサービスの指定を受けている事業所については、京都市においても現行相当のサービスに限り指定を行います。申請手続については、本市ホームページで改めてお知らせしますので、御確認ください。

(4) 指定の有効期間について

総合事業（分類①⑧以外）の指定の有効期間は指定日から6年間です。更新を行う場合には更新の申請手続が必要です。更新手続の詳細については、今後、ホームページで改めてお知らせしますので、御確認ください。

なお、みなし指定分（分類①⑧）については、平成30年3月31日までの有効期限となりますので御注意ください。

(5) 加算届、運営規程の変更について

ア 加算の届出

加算に関する届出の取扱いについては、確定次第、本市ホームページで改めてお知らせしますので、御確認ください。

イ 運営規程

みなし指定をされている事業所以外は指定申請時に提出が必要です。また、みなし指定をされている事業所についても運営規程の整備が必要となりますので、整備いただくようお願いします。

なお、本運営規程整備に係る変更届の提出は必要ありません。

5 高齢者支え合い担い手づくり事業

(1) 高齢者支え合い担い手養成研修の概要

京都市では、総合事業に取り組むにあたって、「介護予防の推進」「生活支援サービスの充実」「多様な担い手の活躍」を目指しています。

特に、高齢化の進展に伴い介護専門職の不足が懸念される中、「多様な担い手の活躍」は重要な課題であり、既存の介護保険事業者はもとより多様なサービス事業者を確保していくとともに、元気な高齢者の方等が生活支援の担い手として活躍していただくことで、人材の裾野を広げていきたいと考えています。

このため、京都市では平成28年11月から「高齢者支え合い担い手養成研修」を実施し、多様な生活支援等サービスの提供体制を構築するとともに、担い手自身の社会参加や生きがいづくりを促進します。

「高齢者支え合い担い手養成研修」は、総合事業の訪問型サービスのひとつである支え合い型ヘルプサービスの従事者を養成する「支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修」と、ボランティア等を希望される方へ高齢者の生活支援に関する基本的な知識等を研修する「地域支え合い活動入門講座」の2種類を実施します。

(2) 支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修

支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修は、本市が委託実施するもの（以下、「委託研修」といいます。）と、本市があらかじめ指定する研修実施機関において実施するもの（以下、「指定研修」といいます。）があります。

「支え合い型ヘルプサービス」に参入予定の事業者は、委託研修の受講や、研修実施機関として指定を受け事業者内で従事者養成を行うこと等により、事業開始に必要な従事者を確保できるよう努めてください。

ア 委託研修

委託研修は、別紙5-1のとおり実施します。

イ 指定研修

指定研修の概要や、指定研修を実施するために事業所が指定を受けるための手続を別紙5-2に説明します。

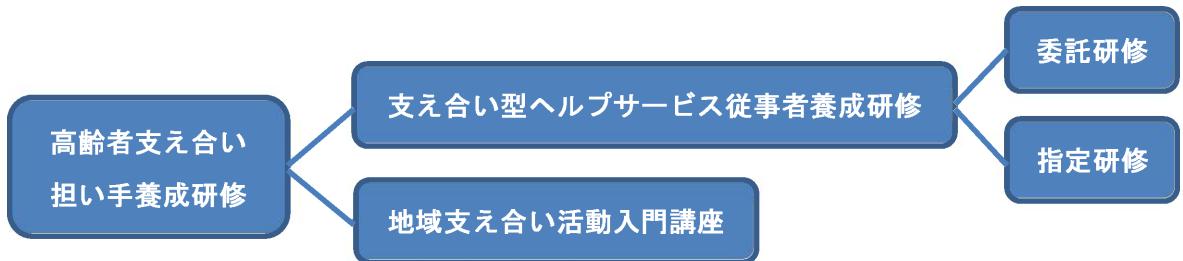
指定に係る手続開始は11月以降を予定しており、11月中に実施要綱及び関係書類の様式等を本市ホームページに公開予定です。

(3) 地域支え合い活動入門講座

ボランティア等を希望される方を対象に、高齢者の生活支援に関する基本的な知識等を研修し、実際に何らかの活動を始めていただけるよう支援を行う講座です。

12月以降に実施予定であり、詳細は本市ホームページでお知らせします。

【参考】高齢者支え合い担い手づくり事業の全体像



京都市支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修の実施について ～ きょうからはじめる生活援助 ～

京都市では、平成29年4月から開始する「介護予防・日常生活支援総合事業」において、本市独自の基準によるサービスである「支え合い型ヘルプサービス」を新規に実施します。

「支え合い型ヘルプサービス」は、高齢者のニーズの高い掃除や買い物代行等の生活援助（家事）を、研修により一定の技術や知識を習得した方が、家庭を訪問して支援するものです。

この度、「支え合い型ヘルプサービス」に従事される方を養成する研修を下記のとおり、一般社団法人京都市老人福祉施設協議会への委託により実施します。

ご自身の力を「助け合い」に活かしたい方やこれから介護の仕事に携わりたい方等にぜひ積極的に受講いただき、ご一緒に新しいサービスをつくりていきたいと考えています。

担い手としてご活躍いただけるよう、皆様の受講をお待ちしています。

記

1 対象者

おおむね16歳以上で、京都市で平成29年4月から実施する介護予防・日常生活支援総合事業のうち、「支え合い型ヘルプサービス」での従事を希望する方

※ なお、訪問介護員と同等の資格を有する方等は、「支え合い型ヘルプサービス」に従事するために本研修を受講する必要はありません。

2 内容

高齢者の生活支援に関する基本的な知識・技術を、講義及び演習により学びます。

※ 詳細は、本市が定めるカリキュラム案（別添）をご覧ください。

3 研修スケジュール

	研修日時		場所	定員	募集期間
	1日目 13:30~16:45	2日目 10:00~16:45			
第1回	11月21日（月）	11月28日（月）	京都府医師会館 中京区西ノ京東梅尾町6	110名	10/21~11/11
第2回	12月20日（火）	12月24日（土）	京都府医師会館 中京区西ノ京東梅尾町6	110名	11/18~12/9
第3回	1月19日（木）	1月26日（木）	京都府医師会館 中京区西ノ京東梅尾町6	110名	12/19~1/10
第4回	2月21日（火）	2月28日（火）	京都府医師会館 中京区西ノ京東梅尾町6	110名	1/20~2/10
第5回	3月下旬に実施予定。詳細は決定次第、本市ホームページ等で周知します。				

※ 各回の研修内容は同じです。

※ 各回、両日の受講が必要です。月をまたいでの受講はできません。

4 費用

無料です。

5 申込み先

一般社団法人 京都市老人福祉施設協議会

電話：354-8733 FAX：343-6270 Eメール：jimukyoku@kyoto-shiroukyo.jp

受付時間：平日9時～17時30分

6 申込み方法

- ・希望する研修日程の募集期間中に、電話、FAX又はEメールにより、研修名及び申込者の①氏名・ふりがな、②生年月日、③性別、④住所・郵便番号、⑤電話番号、⑥FAX番号、⑦Eメールアドレスを申込み先までご連絡ください。
- ・申込み多数の場合は抽選を行います。
- ・募集期間終了後、速やかに受講票（申込み多数により抽選の場合は、当落通知及び当選の方へ受講票）を送付します。万一、開催直前となっても受講票等が届かない場合は、申込み先へお問合せください。

7 修了者の取扱い

本研修の修了者は、研修実施者からの実施報告により、本市で京都市支え合い型ヘルプサービス従事者資格を有する者として登録されます。

また、これを証するものとして、研修修了時に、「京都市支え合い型ヘルプサービス従事者資格登録証（以下、「登録証」といいます。）を発行します。登録証は、訪問介護員と同等の資格を有する方等に該当しない方が、支え合い型ヘルプサービスに従事する際に必須となるものです。

8 その他

当該研修は、本市が委託により実施する主催研修のほか、本市が指定した事業者による研修実施も予定しています。

詳細は今後、本市ホームページにて公開予定です。

9 問合せ先

京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課

〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階

電話：251-1106 FAX：251-1114

別添 京都市支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修 標準カリキュラム（案）

	科目名	内 容	時間
I	高齢者を取り巻く環境と介護・福祉サービスの理解	1 介護保険制度のしくみ (1) 介護保険制度の成立の背景 (2) 介護保険制度のしくみ (3) サービス利用の流れ (4) 利用できる保険給付サービス 2 介護予防・日常生活支援総合事業 (1) 介護予防・日常生活支援総合事業のしくみ (2) サービス利用の流れ (サービス事業) (3) 利用できる総合事業サービス (サービス事業の類型) 3 介護・福祉にかかわる職種の理解と連携 (1) 資格職 (2) 事業所・関係機関に配置される職種	1.5 時間
II	高齢者と健康	1 老化の理解 (1) 老化に伴うこころとからだの変化 (2) 高齢者の特性に応じた対応 (3) 高齢者に多い病気 2 認知症の理解 (1) 認知症高齢者の状況 (2) 認知症の原因と症状 (3) 認知症の人への対応	1.5 時間
III	支え合い型ヘルプサービス従事者の心得	1 支え合い型ヘルプサービスについて (1) 支え合い型ヘルプサービスの概要と従事者 (2) 支え合い型ヘルプサービスの目的 (3) 支え合い型ヘルプサービス従事者の役割 (4) 支え合い型ヘルプサービスの業務特性 (5) 支え合い型ヘルプサービスの業務内容 (6) 支え合い型ヘルプサービスの業務の進め方 2 共感的理解とコミュニケーション (1) 受容と傾聴 (2) コミュニケーションの方法 (3) チームコミュニケーション 3 支え合い型ヘルプサービス従事者としての接遇の基本 (1) あいさつ (2) 言葉づかい (3) 身だしなみ 4 リスク管理と緊急対応 (1) 支え合い型ヘルプサービスにおける事故と予防 (2) 事故予防の実際 (3) 事故発生時の対応 (4) その他、判断に迷う場合の対応 (5) 支え合い型ヘルプサービス従事者の健康管理 5 支え合い型ヘルプサービス従事者の職業倫理 (1) 人権の尊重 (2) 高齢者の自立支援と介護予防 (3) プライバシーの保護 (4) 不適切な事例	3 時間
VI	生活援助について	1 生活援助の意義 (1) 生活援助（家事援助）の必要性と目的 (2) 生活援助の基本原則 2 主な生活援助の実際 (1) 掃除 (2) 買物 (3) 調理 (4) 洗濯	2 時間

京都市高齢者支え合い担い手づくり事業

京都市支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修 研修実施機関の指定について

平成 28 年 10 月

京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課

京都市では、平成 29 年 4 月から開始する「介護予防・日常生活支援総合事業」において、本市独自の基準によるサービスである「支え合い型ヘルプサービス」に従事するために必要な研修について、委託により実施するほか、標準カリキュラムやテキストを定めたうえで本市があらかじめ指定する研修実施機関により実施します。

研修実施機関の指定を希望する者は本案内及び「京都市高齢者支え合い担い手実施要綱」を確認のうえ、必要な手続きを行ってください。

1 京都市支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修の概要

研修実施機関が実施できる研修概要は次のとおりです。

(1) 対象者

おおむね 16 歳以上で、京都市で実施する介護予防・日常生活支援総合事業のうち、「支え合い型ヘルプサービス」での従事を希望する者

※ なお、訪問介護員と同等の資格を有する方等は、「支え合い型ヘルプサービス」に従事するために本研修を受講する必要はありません。

(2) 内容

本市が定める標準カリキュラム（別添）に沿った内容で、本市が定める標準テキストを利用した対面による講義及び演習

※ なお、研修実施機関の判断により、次の追加・変更が可能です。

- ・ 標準カリキュラムに定めた科目を分割しての実施や、科目の順番の変更
(例：8 時間通しての実施を、3 時間と 5 時間に区切って実施する等)
- ・ 標準カリキュラムに定めた以上の時間延長や科目の追加
- ・ 標準テキスト以外の教材の追加
- ・ 講義・演習に加えて実習及びオリエンテーションの実施

※ 本市が定める標準テキストは本市ホームページで公開予定です。

(3) 費用

受講者の受講料は無料とします。

※ ただし、研修実施機関の判断により、受講者に説明のうえで、テキスト代等の実費徴収は可能とします。

※ 本市は研修実施に係る報酬の支払いを行いません。

(4) 修了者の取扱い

研修実施機関からの報告に基づき、研修の修了を認められる者について、本市で京都市支え合い型ヘルプサービス従事者資格を有する者として登録し、これを証するものとして、「京都市支え合い型ヘルプサービス従事者資格登録証（以下、「登録証」といいます。）を発行します。登録証は、訪問介護員と同等の資格を有する方等に該当しない者が、支え合い型ヘルプサービスに従事する際に必須となるものです。

2 研修実施機関の指定要件

研修実施機関の指定を受けようとする場合、次の要件を満たすことが必要です。

- ・ 法人格を有すること
- ・ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同上第5条に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと
- ・ 受講者の個人情報の保護について関係法令に従い適切に管理できる体制を有すること
- ・ 1（2）に示す内容で、毎年度1回以上の研修を実施できる体制を有すること

3 指定申請及び研修実施の基本的な流れ

研修実施機関の指定を受け、研修を実施しようとする場合、次の手続きが必要になります。

（1）申請（申請者→本市）

研修実施機関の指定を受けようとする者は、次の必要書類をそろえて本市へ申請します。

＜必要書類＞ 指定申請書、 誓約書、 実施計画書、 講師名簿、 講師経歴書

（2）要件審査（本市）

本市は、提出された指定申請書等の内容について適切かを審査します。この標準処理期間は、本市に書類が提出されてから2週間です。ただし、提出書類に不備等がある場合、これを超過することがあります。

（3）指定決定（本市→申請者）

申請内容が適切と認められる場合、本市は申請者を研修実施機関として指定します。

（4）研修実施（研修実施機関）

研修実施機関は、指定決定された内容に基づき、研修を実施します。なお、研修実施について、事前に本市へ報告することは不要です。

- ・ 研修開始時に、受講者が本人であるかどうか等を公的証明書（健康保険証、運転免許証等）により確認してください。
- ・ 受講者の出席状況及び講師の出講状況がわかるよう、出席簿等で記録（様式任意）として備えてください。
- ・ 受講者に対して、研修のほか、受講前及び受講後それぞれに本市が指示する基本事項のオリエンテーションを行ってください。（※オリエンテーション用パンフレットを作成予定です。）

（5）研修実施報告（研修実施機関→本市）

研修実施機関は、研修を実施した場合、速やかに、次の書類をそろえて本市へ報告します。

＜必要書類＞ 研修実施報告書 修了者名簿

（6）研修内容審査（本市）

本市は、提出された研修実施報告書等の内容について適切かを審査します。この標準処理期間は、本市に書類が提出されてから2週間です。ただし、提出書類に不備等がある場合、これを超過することがあります。

（7）登録証の交付（本市→研修実施機関）

研修が適切と認められる場合、本市は修了者に対して登録証を交付します。本市から研修実施機関に一括で送付しますので、研修実施機関は修了者に交付してください。

別添 京都都市支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修 標準カリキュラム（案）【詳細版】

科 目	項 目	内 容	時 間	到達目標・指導の視点	講師要件
1 介護保険制度のしくみ	(1) 介護保険制度の成立の背景 (2) 介護保険制度のしくみ (3) サービス利用の流れ (4) 利用できる保険給付サービス	【到達目標】 ・介護保険制度及び総合事業の理念、体系、利用の流れ、サービス内容等を理解し、必要に応じて利用者に説明ができる。 ・介護・福祉サービスに携わる多職種の業務内容、役割、連携の取り方について理解する。			次のいずれかに該当する者 ・介護職員実務者研修・介護職員基礎研修・訪問介護員養成研修1級課程修了者 ・高齢者の相談業務に従事する者 ・介護支援専門員 ・介護職員実務者研修・介護職員基礎研修・訪問介護員養成研修1級課程修了者 ・介護福祉士
1 高齢者を取り巻く環境と介護・福祉サービスの理解	2 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業） 3 介護・福祉にかかわる職種の理解と連携	(1) 介護予防・日常生活支援総合事業のしくみ (2) サービス利用の流れ（サービス事業） (3) 利用できる総合事業サービス（サービス事業の類型） (1) 資格職 (2) 事業所・関係機関に配置される職種	1.5	【指導の視点】 ・京都市発行の「高齢者のためのサービスガイドブック」が進行中！」を活用し、制度の全体像を体系的にイメージできるようにする。 ・総合事業を担う一員として、介護予防の理念の理解を徹底させる。 ・基本チェックリストを活用し総合事業の対象者を理解させること。	次のいずれかに該当する者 ・医師 ・保健師、看護師、准看護師 ・介護福祉士 ・介護職員実務者研修・介護職員基礎研修・訪問介護員養成研修1級課程修了者 ・高齢者の相談業務に従事する者
II 高齢者と健康	1 老化の理解 2 認知症の理解	(1) 老化に伴うこころとからだの変化 (2) 高齢者の特性に応じた対応 (3) 高齢者に多い病気 (1) 認知症高齢者の状況 (2) 認知症の原因と症状 (3) 認知症の人への対応	1.5	【到達目標】 ・老化に伴う身体的・心的的な変化と日常生活上の影響を理解する。また、支援にあたっての留意点を理解する。 ・認知症の症状による生活のしづらさを理解し、認知症の人に対する関わり方の基本を理解する。 【指導の視点】 ・高齢者に多い心身の変化及び疾病の症状について、具体的な例とともに対応の留意点を説明する。 ・認知症の初期症状について具体的例をもとに説明する。 ・認知症の方の心理・行動を理解できるよう具体的な例をもとに説明する。	次のいずれかに該当する者 ・医師 ・保健師、看護師、准看護師 ・介護福祉士 ・介護職員実務者研修・介護職員基礎研修・訪問介護員養成研修1級課程修了者 ・高齢者の相談業務に従事する者

				<p>【到達目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支え合い型ヘルプサービスの概要と従事者 ・支え合い型ヘルプサービスの目的 ・支え合い型ヘルプサービス従事者の役割 ・支え合い型ヘルプサービスの業務特性 ・支え合い型ヘルプサービスの業務内容 ・支え合い型ヘルプサービスの業務の進め方
1	支え合い型ヘルプサービスについて			<p>(1) 受容と傾聴</p> <p>(2) ミュニケーションの方法</p> <p>(3) チームコミュニケーション</p>
2	共感的理解とコミュニケーション	支え合い型ヘルプサービス従事者の心得	3	<p>(1) あいさつ</p> <p>(2) 言葉つかふ、</p> <p>(3) 身だしなみ</p>
3	支え合い型ヘルプサービス従事者としての接遇の基本			<p>(1) 支え合い型ヘルプサービスにおける事故と予防</p> <p>(2) 事故予防の実際</p> <p>(3) 事故発生時の対応</p> <p>(4) その他、判断に迷う場合の対応</p> <p>(5) 支え合い型ヘルプサービス従事者の健康管理</p>
4	リスク管理と緊急対応			<p>(1) 人権の尊重</p> <p>(2) 高齢者の自立支援と介護予防</p> <p>(3) プライバシーの保護</p> <p>(4) 不適切な事例</p>
5	支え合い型ヘルプサービス従事者の職業倫理			<p>(1) 生活援助（家事援助）の必要性と目的</p> <p>(2) 生活援助の基本原則</p>
IV 生活援助について			1	<p>(1) 生活援助の意義</p> <p>(2) 生活援助の基本原則</p>
		2	主な生活援助の実際	<p>(1) 掃除</p> <p>(2) 買物</p> <p>(3) 調理</p> <p>(4) 洗濯</p>
			2	<p>【到達目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活援助を通じて、利用者の力を引き出し、生活の質を高める視点を理解する。 ・利用者の生活状況に合った適切な支援方法を理解する。 ・標準テキストに掲載のチェックシートを活用し、生活援助の基礎的な方法と手順の理解を図る。 ・留意点等を実際の事例を用いて説明する。